

## 練馬区スポーツ協会ジュニア表彰 基準

### (名 称)

第1条 練馬区スポーツ協会ジュニア表彰と称する。

### (目 的)

第2条 この表彰は公益社団法人練馬区スポーツ協会（以下「協会」という）または、練馬区スポーツ少年団（以下「スポ少」という）に登録する個人（満15歳以下）または団体（中学校以下）で、顕著な成績を収めたものを讃えることを目的とする。

### (表 彰)

第3条 協会で次の各号に該当するものを審査会の決定により、会長名をもって表彰する。

- (1) 都大会以上の大会において、顕著な成績を収めた個人または団体。  
表彰の申請に際しては、これを証明する資料(賞状、メダル、プログラム等)を添付しなければならない。
- (2) 毎年6月1日より翌年5月31日の期間を対象とする。
- (3) 授賞は原則として1回限りとする。

### (方 法)

第4条 表彰状を授与し、副賞を添えるものとする。

### (決 定)

第5条 表彰者を決定するために、次のもので構成する審査会を置く。

会長、副会長、代表理事、業務執行理事

- 2 審査会は毎年6月に行う。

### (時 期)

第6条 表彰は毎年、区民スポーツ大会総合開会式の際に行う。但し、代表理事が必要と認めるときは別に定めた日に行うことができる。

### (附則)

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、令和3年4月1日から改正施行する。

この基準は、令和6年4月1日から改正施行する。